

第2講 小中連携教育コーディネータ

【学習到達目標】

- ・小中連携教育コーディネータについて説明できる。
- ・小中連携教育コーディネータの活動について具体的に説明できる。

1. 小中連携教育コーディネータ

小・中学校が地域において小中連携、一貫教育をどのように展開していくか考えた場合、児童生徒の義務教育9年間におけるよりよい学びの実現や生徒指導上の様々な課題の解決のために、小中連携、一貫教育と地域連携に併せて取り組むことで大きな効果が期待できる。

また、現行制度上、小学校教員は全教科を指導し、中学校教員は特定の教科を指導しているが、各学校段階の中で職能を高めることに加え、小中一貫教育を契機として、異なる学校段階の教科指導について学ぶことで教員の資質能力の幅を広げるとともに質を更に高め、義務教育段階の児童生徒のための教員となることで、義務教育の目的の実現、目標の達成をよりよく図っていく必要がある。

教員が学校種の枠を越えて義務教育段階の教員となるための工夫の在り方として、他校種における教育の在り方について早い段階から学習し、その良いところを吸収することができるよう、例えば、新規採用された教員を採用から数年以内に他校種で勤務させる等、小・中学校教員間の人事交流を促進していくことが考えられる。具体的には、都道府県の人事異動方針に小・中学校間の教職員の交流の促進を定めることが考えられ、その際市町村、都道府県間の連携を一層深め、対応していくことが必要である。

中学校教諭等の免許状を有する者が、小学校において相当する教科等の教諭となることができる制度として、小学校等の専科担任制度がある。本制度については、平成14年の教育職員免許法の改正により、従前は、小学校で担任できる教科は音楽、図画工作、体育、家庭に限定されていたところ、全教科及び総合的な学習の時間に拡大された。

本制度は、教員が新たに他校種の免許を取得する必要もなく、学校にとって活用しやすいものであると思われるが、小学校教諭の免許状を有していない中学校教員は、大学における養成課程において小学校における教科の指導法等について学修していないことから、小学校における指導に困難を伴うことがあるとの指摘もある。そこで、実際の小学校における指導に当たっては、小

学校の養成課程の内容を学修するために、小中連携教育コーディネータという新たなキャリアを取得することにより、小中連携教育がスムーズに行うことができる。

2. 小学校と中学校の免許状の併有について

文部科学省「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について関係資料における、平成28年度学校教員統計調査によると、中学校で勤務している教員に占める小学校教諭の免許を併有している者の割合は、全国平均で26.6%であり、その中でも岐阜県は約74%の反面、沖縄県は7%と全国的に県により大きな差がある。同じく、小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許を併有している者の割合についても、全国平均は62.1%で、岐阜県は約88%で、沖縄県は23%とここでも県によって大きな差がある。

すなわち、小・中学校の両方の教員免許を有している者については、小学校教員のうち中学校教員の免許を所有している者は62.1%，中学校教員のうち小学校教員の免許を有している者は26.6%となっており、特に小学校教員の免許を有する中学校教員の割合が低くなっている。一方、乗り入れ指導を実施する場合には、中学校教員が小学校に乗り入れるケースが多いことから、乗り入れ指導の円滑な実施に当たって工夫が求められる。

そのために、小学校教員が中学校で、又は中学校教員が小学校で指導するための資質・能力を身に付けるためには、

- ① 隣接校種に係る免許状を取得すること
- ② 専科担任制度を活用して小学校で 特定の教科の担任をする場合における研修の実施の2通りが考えられる。

平成14年の教育職員免許法の改正では、専科担任制度の要件緩和のほか、教職経験を有する者の隣接校種の教員免許状の取得促進のための制度が創設された。本制度は、3年以上の教職経験を有する者が隣接校種の教員免許状を取得しようとする場合には、一定の教職経験を評価して、最低修得単位数が軽減されるというものである。

今後、本制度を活用した小・中学校教員による隣接校種の教員免許状取得が促進されるよう、例えば、現職教員が別の免許状を新たに取得するために、都道府県教育委員会や大学等が開設している免許法認定講習の受講の周知などの取組が考えられる。

また、小・中学校教員が隣接校種の免許状を取得することにより、小学校教員は自らが教授する内容が中学校における学習にどのようにつながっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導をすることができる、小学校と中学校の系統性を確保していくことに資することとなる。

また、教員養成は取得する免許状に対応した学校種別になされている現状があるが、学生が、教員養成課程において、義務教育9年間における児童生徒の発達や教育課程等について学修し、小・中学校の両学校種における物事の見方・考え方いずれも理解した上で9年間を見通した物事の見方・考え方ができるようカリキュラムの改善などが求められている。

3. 小中連携教育コーディネータ養成カリキュラム

小中連携教育コーディネータは、複数の学校種・教科等にわたる幅広い理解に基づいた時代の変化に対応した総合的な指導力を持った人材として、次の4つの視点でカリキュラムを構成している。

(1) 義務教育9年間全体を俯瞰する視点を持ちつつ指導する力

義務教育9年間における児童生徒の発達や教育課程等について学修し、小・中学校の両学校種における物事の見方・考え方のいずれも理解した上で、9年間を見通した物事の見方・考え方ができる。

(2) 教科横断的な視点で学習内容を組み立てる力

小学校教員は全教科を指導し、中学校教員は特定の教科を指導しているが、各学校段階の中で職能を高めることに加え、小中一貫教育を契機として、異なる学校段階の教科指導について学ぶことで教員の資質能力の幅を広げるとともに質を更に高め、義務教育段階の児童生徒のための教員となることで、義務教育の目的の実現、目標の達成をよりよく図っていく必要がある。

(3) キャリアステージに対応した教員の資質能力

中学校教諭として不易とされる資質・能力と新たな課題に対応できる力並びに組織的・協働的に諸問題を解決する力を中心にキャリアステージに対応し中学校教諭の資質能力を明確化し、講座の学習目標の分析と構造化を図り、資質・能力とのカリキュラムマップを作成するとともに各講座のタキソノミーテーブルについて考え

る。

小中連携教育コーディネータは、中学校1種又は2種免許状所持者で、基礎資格となる免許状を取得した後、中学校における教員として在職年数が、3年以上の方を基本的に対象としている。

従って、3年以上の中学校の経験があるということは、岐阜県「教員のキャリアステー

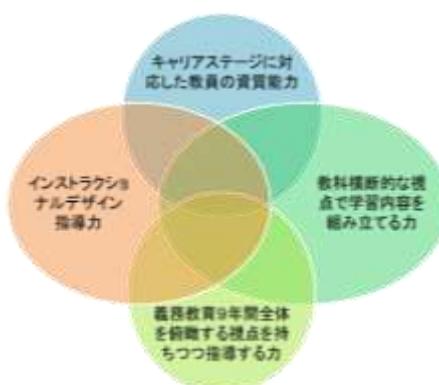


図2-1 小中連携コーディネータに求められる資質能力

ジ」における資質の向上に関する指標 改訂版【中学校】における【資質向上期】（令和3年10月）が適切である。これは、沖縄県の「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標においても、大きく差異がないことから岐阜県の指標を基本に資質能力を定義する。

(4) インストラクショナルデザイン指導力

インストラクショナルデザイン指導力は、学習成果のエビデンスに基づく効果的な教育実践を授業設計に普及できる指導力のことで、一般に、インストラクショナルデザインとは、「何を(What)できるようにするのか？」を明確にしたうえで、「どうやって(How)できるようにするのか」をルールに基づいて体系的に考えることにより、効果的・効率的・魅力的な教育プログラムを作成するための方法論である。

4. 小中連携教育コーディネータ養成コース

小中連携教育コーディネータ養成コースは、「義務教育9年間全体を俯瞰する視点を持つことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育を行うために、教科横断的な視点で学習内容を組み立てることができる幅広い理解に基づき、時代の変化に対応した総合的な指導力を身につけることにより、小中連携教育をコーディネートできる人材の育成や、その能力の向上を図ること」を目的としている。

なお、この養成コースは、大学における履修証明プログラムを活用している。履修証明制度とは、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、大学が教育や研究に加えてより積極的な社会貢献として、主として社会人向けに体系的な学習プログラムを開設し、その修了者に対して、法に基づく履修証明書を交付するもので、この認定制度は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定するものである。

(2) 対象者

次の(1)～(3)に該当する方とする。

- (1) 中学校教諭普通免許状所持者で、基礎資格となる免許状を取得した後、当該学校における教諭等として在職年数が3年以上の方^{注1)}。
((1) に該当する方については、コース修了により小学校2種免許状を申請可能)
- (2) 小学校や中学校教諭免許状所持者でスキルアップを目指す方。
- (3) 小学校や中学校にお勤めで、小中連携教育に興味がある方。



大学等の履
明制度につ
く

**(3) コース
の時間数並
びにコース
修了条件**

総時間数：
小中連携教
育コーディ
ネータ概論+

注1) 免許取得必要単位数の軽減措置について

平成 28 年 3 月 31 日公布の教育職員免許法施行規則の一部改正により、中学校等における在職年数 3 年に加えて、授与を受ける免許状に関する学校（小学校等）における平成 28 年 4 月 1 日以降の教職経験があれば、当該教師経験 1 年ごとに 3 単位修得したものとみなす（最低修得単位数の半数を限度とする。）軽減措置が新たに規定された。

なお、軽減措置の対象者は、法令により限定されている。

したがって、本軽減措置を適用し、小学校教諭二種免許状の取得を検討する際は、単位数の軽減措置の対象となる学校の設置根拠に該当するかどうか、必ず所属に確認すること。勤務する学校の設置者が証明する「軽減措置対象学校設置証明書」を提出することをもって、軽減措置の対象となることを確認することができる。

7科目 12 単位 92 時間

コース修了条件：各講習における試験またはレポートによる最終試験を全て合格すること。

(4) 開設科目

小中連携教育コーディネータ養成コースの開設科目は表 2-1 の通りとする。

表 2-1 開設科目

科目区分	科目名	授業形態	時間数
大学独自科目	小中連携教育コーディネータ概論	ハイブリッド型	15
各教科の指導法に関する科目 (5科目 10 単位) (所有する全ての中学校教諭免許相当する教科を除く) ^{注2)}	初等教科教育法（国語） (書写を含む)	ハイブリッド型	15
	初等教科教育法（算数）	ハイブリッド型	15
	初等教科教育法（体育）	ハイブリッド型	15
	初等教科教育法（音楽）	ハイブリッド型	15
	初等教科教育法（理科）	ハイブリッド型	15
	初等教科教育法（外国語）	ハイブリッド型	15
生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法 (1 単位)	生徒指導論 (進路指導を含む)	ハイブリッド型	8
教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法 (1 単位)	教育相談 (カウンセリングを含む)	ハイブリッド型	8

注2) 各教科の指導法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外國語のうち、所有する中学校免許状の全ての免許教科に相当する教科を除いて、5 以上の教科の指導法についてそれぞれ 2 単位以上修得すること。

3. 小中連携教育コーディネータに求められる資質能力の構造化

小中連携教育コーディネータに求められる資質能力は、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標【中学校】と本学独自の資質能力を加え次のように構造化した。

(1) 学習指導

- ①学習指導要領の目標や内容、評価の観点等を踏まえ、ねらいを明確にした指導計画を作成することができる。
- ②小・中学校9年間の系統性、生徒の実態を踏まえて指導計画を作成することができる。
- ③教科の指導内容を適切に理解し、ねらいを明確にした授業となるよう指導・援助を行うことができる。
- ④教科の専門性を踏まえて、生徒一人一人に確実に基礎・基本が身に付くよう指導・援助を行うことができる。
- ⑤評価計画に沿って生徒一人一人の学習状況を把握し、次時や次単元の指導を改善することができる。
- ⑥適切な授業評価を行い、継続的な授業改善を行うとともに、自己の専門性向上に努めることができる。

(2) 生徒指導

- ①進んで声をかけ、共に活動をする中で、生徒一人一人のよさや課題を客観的かつ共感的に把握することができる。
- ②生徒の行動とその背景にある思いを把握し、共感的に理解した上で、個に応じた指導を行うことができる。
- ③問題行動等を早期に発見し、学年職員等に相談して迅速に対応することができる。
- ④関係職員と共に生徒の状況を共有し、適切な指導方法を判断して対応することができる。
- ⑤生徒一人一人が目標をもち、計画的に取り組むことができるよう指導を行うことができる。
- ⑥生徒が見通しをもったり振り返ったりして学ぶよう指導を行うなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進することができる。

(3) 経営・分掌

- ①担当する校務の役割を理解し、責任をもって行うことができる。
- ②学校全体を見渡し、課題を改善しながら校務を行うことができる。
- ③他の教員等のよさに学び、相談・協力することができるとともに、保護者との連絡を密にし、望ましい関係を築くことができる。

- ④組織の一員として、他の教員等と声をかけ合いながら、協力して取り組むことができる。
- ⑤生徒の安全や個人情報の重要性を理解し、「報告・連絡・相談」を大切にして適切に行動することができる。
- ⑥事故等の発生時や未然防止について、場面に応じて迅速に行動することができる。

(4) 特別な配慮や支援を必要とする幼児への対応

- ①一人一人の障がいの特性や教育的ニーズ等を把握し、ユニバーサルデザインの授業づくりに生かすことができる。
- ②多様性を尊重し共に成長する集団づくりや、一人一人の個性を生かした学びの実現のために工夫改善を行うことができる。

(5) ICT や情報・教育データの利活用

- ①授業や校務等に ICT を活用でき、生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ②ICT を効果的に活用した授業実践等を行い、校務の効率化及び生徒の学習や生活の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

(6) インストラクショナルデザイン指導力

(インストラクショナルデザイン、研修成果の評価、ワークショップ、教育リソース)

- ①自分の学びをデザインすることの必要性について説明できる。
 - ②インストラクショナルデザインの第 1 原理の観点から、現実に役立つ自分の学びを設計できる。
 - ③e-Learning により学習がどのように支援されているかについて、研修以外の学習支援方法を含んで、事例を挙げながら説明できる。
 - ④研修成果の評価をどのように行うか。研修が目指した学習目標に即して計画を 具現化でき、研修の評価・改善を計画することができる。
 - ⑤研修の学習目標に沿ったワークショップのデザインをすることができます。
 - ⑥全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと共同的な学びの実現のための教育資料のデジタルアーカイブの活用について事例を挙げて説明できる。
- 小中連携教育コーディネータに求められる資質能力の構造化を行うにあたって、平成 28 年 11 月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、平成 29 年度には、教員養成大学関係者、各校種の校長代表、保護者等で構成する協議会を設置し、校長及び教員の

資質の向上に関する指標を協議・策定された。

この岐阜県版教員のキャリアステージにおける資質の向上に関する指標に加え、義務教育9年間全体を俯瞰する視点を持ち、地域と小学校や中学校の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善や、学習環境の構成や授業設計に関する工夫見える化し、家庭や地域にも普及し、教科横断的な視点で学習内容を組み立てることができる枠組みを構築し、データに基づくカリキュラム・教育方法の改善ができるようにインストラクショナルデザイン指導力（インストラクショナルデザイン、研修成果の評価、ワークショップ、教育リソース）を独自に加えた。

4. 講座に対する基本的な考え方

「教育」とは、元来、「子供の教育」と捉えられてきた。それは、「教育学」を意味するペダゴジー (pedagogy) という言葉からも明らかである。ペダゴジーとは、ギリシャ語で子供を意味する paid と、指導を意味する agogus の合成語であり、子供を指導する技や科学が教育学ということになる。

ペダゴジーに対応する概念として提唱されたのがアンドラゴジー (andragogy) である。アンドラゴジーとは、1960 年代に、米国の成人教育学者ノールズ (Knowles, M. S.) によって体系化された成人学習論・学習支援論である。ノールズは、成人教育に携わる中で、自己概念・経験・学習へのレディネス・学習への方向づけという 4 点において、成人には子供とは異なる学習特性があるのではないかという仮説を持つようになった。その仮説に基づき提唱されたのが、アンドラゴジーである。アンドラゴジーでは、経験が学習資源になると考えられているが、育児を例に考えてみる。出産や育児については、初等・中等教育の「家庭科」や「保健体育」で学ぶことになっている。だが、20 歳前後の学生に、例えば離乳食の開始時期について尋ねても、滅多に答えられない。育児経験が無いために、学習したことが記憶に残らないのである。ところが、育児経験者を対象とする講座で同じことを尋ねたところ、育児書に書かれた時期・自分や知人の経験・育児書の課題・アレルギーの問題・核家族の問題など、さまざまな意見が次々と出てくる。唯一の正解があるわけではない場合には、互いの経験から学び合うこともできる。ゆえにアンドラゴジーでは、学習者の経験を当人や他者の学習資源として活かすために、経験を共有する対話やグループワークなどの体験的な学習が取り入れられている。

一方で、「成人は多くの固定した思考の習癖やパターンを有しており、この点ではあまり開放的ではない」という問題もある。例えば、自ら考えるよりも、教わったことを試験のために覚える学習パターン、つまり受動的な学習に慣れている場合には、その学習経験に基づいた学習観や習癖が価値づき・固定化され、成人であっても自己決定的に学習できるとは限らない、教育者に

なった場合には、教え込みをしやすい。また、成人は経験を否定されると、自分自身を否定されたように感じるため、経験の蓄積や解釈の仕方によって硬直化した考え方・価値観などを「解凍」する経験を促すのが、成人の学習支援者の役割であると言われている。本養成コースでは、多くの成人学習者が学んでいる。そこで、ノールズ（Knowles, M. S.）の提唱するアンドラゴジーの次の4つのポイントを本講座の基本的な考え方とした。

1. 学習者自ら学習計画を立て、自ら評価できること。
2. 自身のこれまでの経験が学習の基盤となること。
3. 学習の動機が日常生活や普段の仕事にあること。
4. 学ぶことが目的なのではなく、問題解決が目的であること。

この方針により、自律的なオンライン研修を可能にし、教えないで学べる研修に変革できる。

課題

1. 小中連携教育コーディネータについて説明しなさい。
2. 小中連携教育コーディネータの活動について具体的に説明しなさい。
3. ペダゴジー（pedagogy）とアンドラゴジー（andragogy）の違いについて具体例を挙げて説明しなさい。

